

第 7 章 推進体制

第7章 推進体制

1. 推進体制

(1) 公共施設等マネジメント推進体制

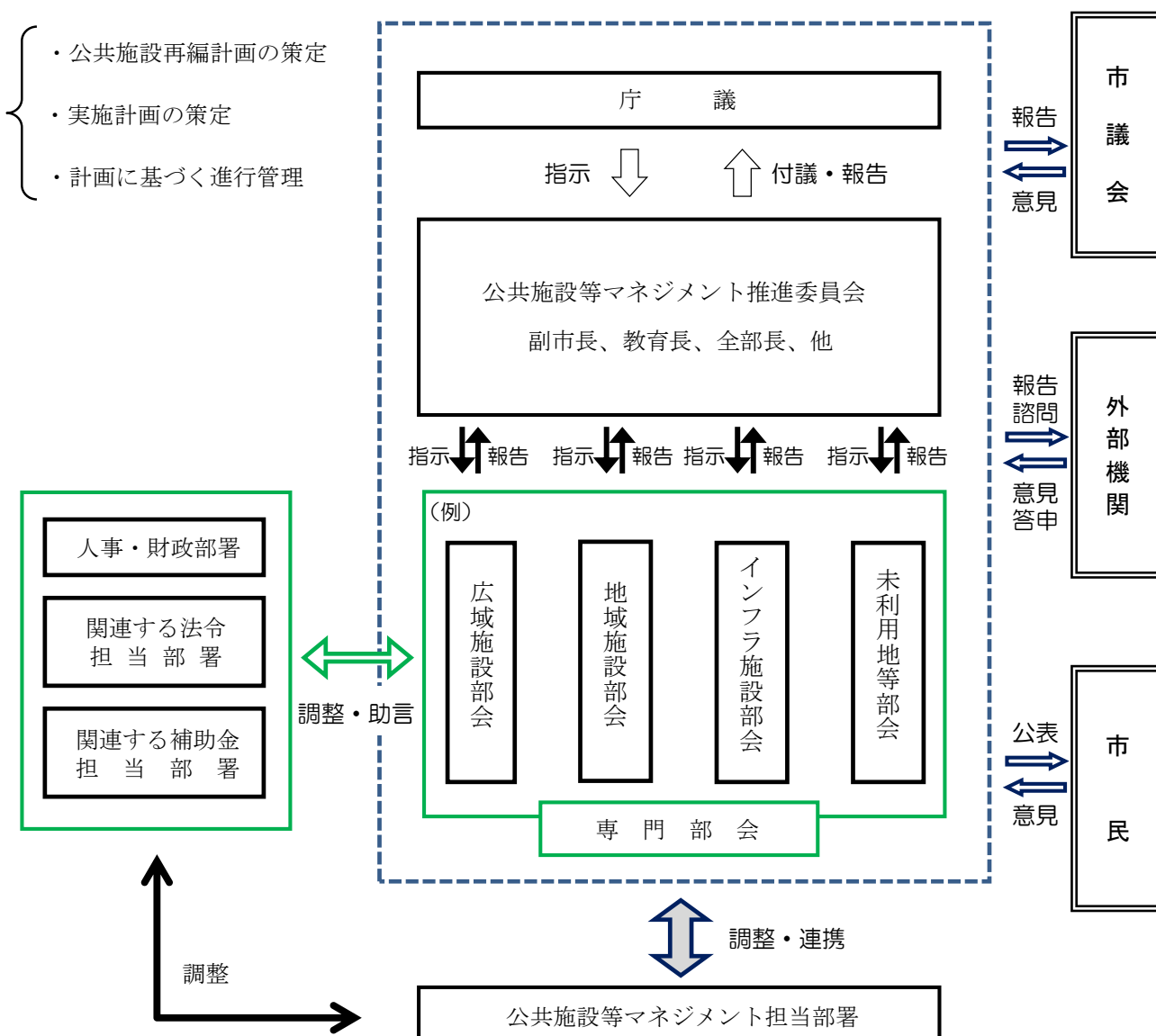
現在、公共施設の維持管理については、各所管部署で行い、その施設に関する情報も各所管部署で管理しています。

今後は、公共施設全体を最適化する視点での取り組みが必要となることから、施設の情報を一元管理し、これに基づいて公共施設等のマネジメントを推進する必要があります。

この公共施設等マネジメントを円滑に推進していくため、分野を超えた取り組みも必要となることから、総合的な調整を行う組織として公共施設等マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。また、委員会の下に、各公共施設等に関する課題を掌握し、専門的に調査研究する組織として専門部会を配します。

今後は、この体制のもと、公共施設等の再編計画及び個別施設計画を策定します。

■ 公共施設等マネジメント推進体制



（２）狭山市公共施設再編計画の策定

本計画の期間40年を概ね10年毎に4期に分け、公共施設のマネジメントを実施する具体的な計画として、狭山市公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）を策定します。

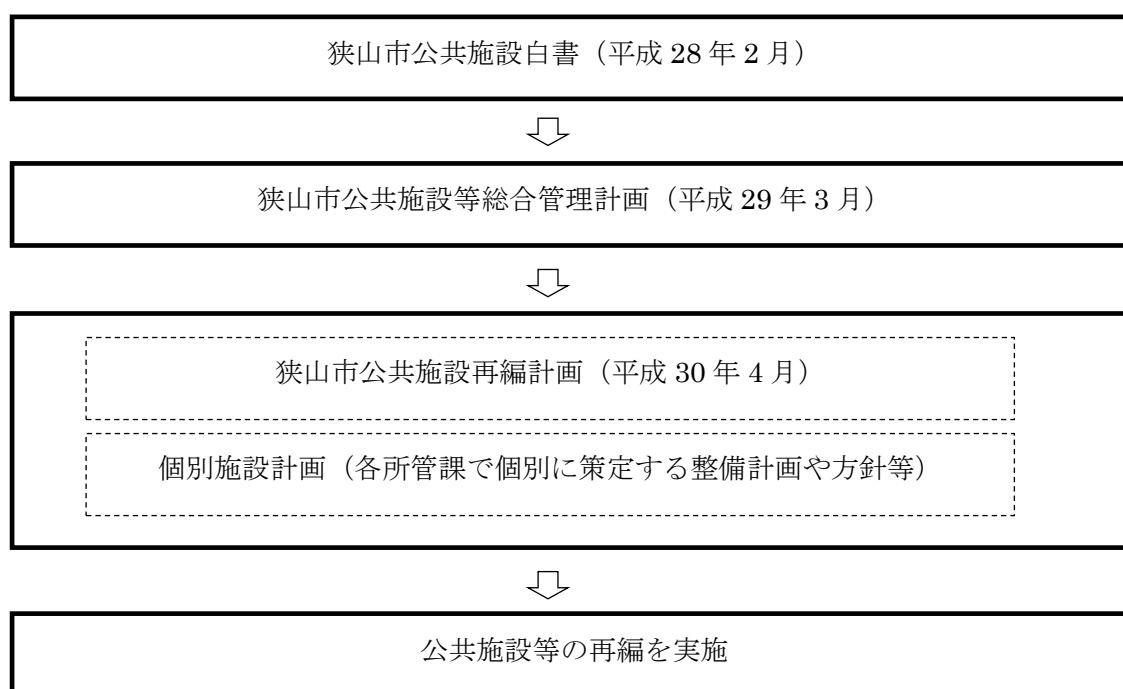
再編計画の策定にあたっては、予算措置、人員配置、関係法令、施設にかかる補助金等の課題を抽出して、関連する所管部署との調整を図るほか、施設の健全性を詳細に把握した上で、計画期間における公共施設の改修や建替えコストの平準化を図れるよう、再編の方向性、再編の具体的な内容、再編の実施時期（実施スケジュール）等を示します。

なお、インフラ施設の具体的な計画については、施設毎に別途策定します。

（３）個別施設計画の策定

再編計画に基づき、集約化や複合化のような大規模な事業を実施するにあたり、各所管課で整備計画や方針等の個別施設計画を策定します。

公共施設等マネジメントの流れ



2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の必要性

公共施設等の老朽化問題への対応は今後40年の長期に渡る取り組みになるほか、実際の施設再編は、複数の所管部署での実施体制となることが想定されます。

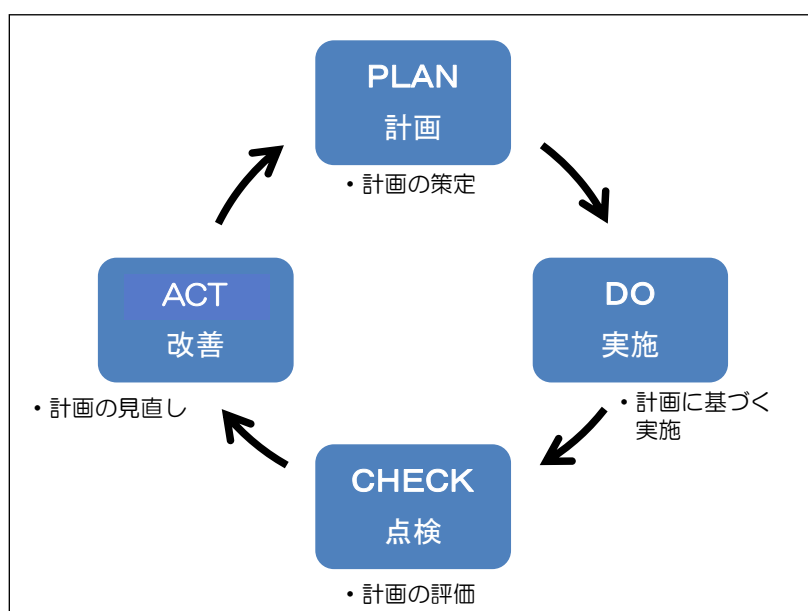
このため、計画の硬直化を招かないように公共施設マネジメントを着実に推進していくためには、本計画、再編計画及び個別施設計画の進行管理を行っていくことが必要となります。

(2) 進行管理の実施

計画の進行管理は、委員会において、客観的に取り組み状況を検証し、所管部署に対し、必要な時期に必要な行動の具体化を促すこととします。

また、計画の進行管理においては、PDCA のマネジメントサイクルに沿って行い、本計画については、概ね10年毎に見直すこととし、再編計画、個別施設計画については、必要に応じ、適宜、見直すこととします。

なお、計画の内容の見直しは、専門的知識を有する外部有識者等の第三者からの意見を聞きながら進めます。



3. 職員の意識の醸成

公共施設の保全や再編を円滑かつ効果的に進めるためには、職員一人一人が問題意識や方向性を共有し、積極的に取り組む必要があります。そのために、庁内研修などを通じて、公共施設を取り巻く状況や施設の保全や再編に係るノウハウ等についての知識を蓄積し意識の醸成を図ります。

■職員研修の実施

- ・ 公共施設の保全や再編に関する研修
- ・ 庁内専門職による施設の保全に関する研修
- ・ 公民連携による再編に関する研修

4. 市民や民間事業者等との連携

本計画に基づく公共施設の再編は、次世代に負担をかけることなく公共施設を引き継いでいくための取り組みであり、まちづくりの推進に不可欠なものであることから、市民と行政が一体となって進めていく必要があります。

特に、再編計画及び個別施設計画の策定にあたっては、施設利用者や周辺住民に影響を及ぼすことから、計画を策定する段階から市民が参加し、共に考えていく仕組みを作ります。

また、公共施設の再編にあたっては、民間事業者との連携により民間のノウハウや資金調達を活かした取り組みを行う必要があります。